四六四　サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　六

四六五　フィジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　六

四六六　無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書の交換に関する件　二六　六

四六七　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二六　271　七一

四六八　アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件　二六　特77　一

四六九　アフガニスタン・イスラム共和国における地域社会の主導による灌漑を通じた農業生産向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件　二七　二

四七〇　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二七　272　三三

四七一　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件　二七　272　三七

四七二　千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の附属書の改正に関する件　二八　274　三〇九

○財　務　省

二九一　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和五年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　一　252　三八

二九二　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　八　257　五八

二九三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　257　六〇

二九四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　八　257　六一

二九五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　257　六一

二九六　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　257　六二

二九七―二九八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　257　六二

二九九―三〇七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　257　六二

三〇八―三一〇　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　259　四九

三一一―三一三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一二　259　五七

三一四　令和六年七月三日から日本銀行が発行を開始する日本銀行券壱万円、五千円及び千円の様式を定める件　一二　259　五八

三一五　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　一五　263　四〇

三一六　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　一五　特75　一四

三一七　外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件　二〇　特76　一

三一八　外国為替令第七条の規定に基づき、財務大臣が指定する取引又は行為を指定する件の一部を改正する件　二〇　特76　二

三一九　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二二　四

三二〇　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二六　七

三二一　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二六　七

三二二　分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件　二七　二